2020 年 6 月 17 日　発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
１９８３年７月１９日第３種郵便物認可　頒価２００円

SSTK 通信 NO.216

埼玉県障害者施策推進協議会のワーキングに ZOOM で参加。

通信 216 号　　もくじ

・総会報告（2019 年度事業報告・2020 年度事業計画）についての会員からの質問と返答。及び議論…2/　・「ひとりぐらしとしごとのはなし」N 氏の独り言・・・14/・新型コロナどうつきあってゆくか（すいごごトーク記録抜粋/水谷淳子）・・16/
・2020 年総合県交渉要望書・・・18/　会費納入ありがとうございました・・37

一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会
〒３５６－０００６　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目１番２４棟―４０３号
Tel　０４９－２６６－４９８７　FAX　049-257-4976　郵便振替：00180-2-566719
Email　jim@sail.or.jp　jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp
http://www.saii.or.jp
発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会　川口市芝新町十五-九　アステール藤野一階

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

2020 年度総会は、コロナ感染拡大防止に考慮し、会員の皆様からは委任状での出席としていただき、5 月 31 日（日）　朝霞市のレモンの木の事務所をお借りして行いました。会場出席は坂本代表理事・猪瀬理事・神田理事・下重理事・瀬井理事・野島理事　ZOOM 出席は飯田理事・八木井理事・吉井理事・加藤新理事。事務局からは坂口・並木・山下・今井が出席しました。11 時～12 時半でした。事前にいただいた質問と合わせて報告します。
　会場の提供や案内等レモンの木の皆様のご協力ありがとうございました。

「生かされる」ではなく「生きていく」を地域で･･･2020年に向けて

一般社団法人埼玉障害者自立生活協会
代表理事　坂本　さとし

2020 年 5 月 31 日

今年度は、皆さんごぞんじのように「コロナ」の関係で、例年と同じ形での総会は開くことが残念ながらできません。しかし、その代わり、書面評決に併せて、会員の皆様のご意見をお寄せいただくことにいたしました。お寄せいただいたご意見は、理事会で検討させていただき、今年度の事業計画に何らかの形で反映してゆくことができればと思います。

「障害福祉」のありかたがそれまでの「施設福祉」中心から「地域福祉」へと転換し始めたのは 1981 年の国際障害者年からですから、もう４０年たちますが、福祉制度全体としてみると「地域福祉」を法の上で明確に位置付けたのは 2000 年の社会福祉法ですから、それから２０年ということになります。

しかし、私がここ数年強く感じているのは、本当の意味で、障害者が地域の中で生きているだろうか？ということです。たしかに、福祉制度が充実してきたと思われます。しかしながらそれが「地域の中で生きていくこと」につながっているか疑問です。

「生きていく」のではなく「生かされていく」のではないのか？

２０００年から始まった介護保険では、「介護の社会化」と同時に、さまざまな運営主体の参入による「介護の市場化」が解禁されました。そして、障害者福祉も、２００３年の支援費制度を経て、２００６年の障害者自立支援法により「介護の市場化」への道を拡げました。

こうした流れの中で、私たち自身、サービス事業者となり、あるいはサービス利用者となることにより、制度が定める基準に沿って、私たち自身を分けたり、分けられたりしながら、市場競争の中で生きることにならされて行っているのではないでしょうか。

制度が乏しかった時代、私たちが「分けるな」、「地域で共に」と叫んで試行錯誤して取り組んだ当時の「運動」の迫力が、いま乏しくなっている気がします。

社団がいままで行って来た「運動」はまちがっていなかったと思いますが、今一度過去の流れを再考察して見る時期ではないかなと思いますが、会員の皆様いかがでしょうか？

社会の中で「差別」は、まだまだあるし以前と変わりがないような気がします。私だけでしょうか？？？いや私だけではないでしょう。今年の障害者制度改革埼玉セミナーで、講師の尾上さんは、２０１４年に障害者権利条約が批准され、２０１６年に障害者差別解消法が成立した後に、かえって施設入所や精神科病院入院が増えていることを指摘していました。

「地域で生きる」とはどのようなことでしょうか。今一度考えて見たらいかがでしょうか。

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

2019 年度事業報告と 2020 年度事業計画

1．共に育ち共に生きることを基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創出を目的とする県内団体及び個人の連携のための事業　（内部的な個人の動きの連携）

2019年度事業報告

計画では所属団体の地域での活動と顔を合わせた形で、「重度障害者の地域生活支援に対する初任者研修」を行う。とした。しかし、初任者研修という形では資格が取れるかのような誤解を生じてしまうので、地域を回り、それぞれの団体の特性や抱えている問題を報告してもらう方とになった。

「ハコのない施設になっていない？地域巡業」は木口福祉財団の助成を受けて行うことができた。１１月３０日のふじみ野市をスタートに２月２７日まで８か所をめぐることができた。新型コロナウィルス感染症拡大の影響で３月４日に予定していた９回目の地域巡業及び全体会は開催することができなかった。８回のうち５回の地域巡業に埼玉県障害者支援課の職員が参加をした。県の職員からも現場がよくわかって参考になったことや、今後も機会があれば声をかけてほしいという言葉をもらった。横のつながりを目的にして、自分の地域から外に出てきてほしいと考えたが、そこまでは至らなかったが、報告した団体内部での情報交換に役立った。出てきた課題のうちいくつかを次年度の事業として勉強会を開催したい。

会員からの意見

・「ハコのない施設になっていない？地域巡業」は有意義でよかった。　関啓子さん
・「ハコのない施設になっていない？地域巡業」はよかったですね。　GH ひまわり
・「地域巡業」は他団体の活動を知るよい機会になるとともに、自分たちの課題も見えてきて有意義だった。「小さなハコの施設」になってしまっているのが現状だと思うので、「地域巡業」を通して、コロナの問題も含めて、団体間で交流(連携)していくにはどうしたらいいのだろう？　竹迫和子さん

会員からの質問

・当初「初任者研修」という名称を考えていたと思いますが、そこで想定していたいわゆる「初任者」の参加状況はどうだったのでしょうか？　増田洋介さん
・会員と会員でない人との出会いの状況の報告があるとよいと思います　小野達雄さん

上記についての返答

当初はほかの団体の報告に「初任者」が参加することをイメージしていましたが、まったくなかったわけではありませんが、少ない状態でした。ただ、報告する団体から新しい職員が自分の団体の報告を聞くという形が、どこの団体でも見られたので、結果として、いい状況だったと思います。ちなみに個人参加６３人中２５人は初任者と考えられ、その他にも各団体からの参加者があった。

地域巡業に参加した人の中で、会員(個人・団体含む)ではない人は 36 人。その内訳は、以前からかかわっている個人(団体利用者)は 12 名、職員や介助者は 15 名、今回が初めての参加者が５名、県職員が４名です。

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

２０２０年度事業計画

昨年度県内８か所で行った「ハコのない施設になっていない？地域巡業」の中から、いくつかの課題が浮かび上がってきた。たとえば、知的障害者や精神障害者の重度訪問介護の在り方や、今回の新型コロナウィルス騒ぎでもわかるように、医療と福祉の連携という中身とは何か？　また、就労系の施設が増える中、職場介助者を受けての障害者の働く内容についての変化や支給内容の変化など、一つ一つ、それぞれの団体の実践の中からうかがえる内容であった。そのことを、一つ一つテーマに挙げながら、行政も呼び一緒に学習会や検討会ができるように準備をしたい。

また、２０２０年の春から、新型コロナウィルスにより、緊急事態宣言や拡大防止のためにそれぞれの事業所や、地域で生活をしている障害者、支える側の生活も制限がかかってきた。それぞれの地域の違いはあるが、どのように対処してきたのか、対処していくのか、調査し、連携していきたい。

2. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業

２０１９年度　事業報告

(1) 埼玉県庁内「福祉の店 アンテナショップ かっぽ」

「第 23 回かっぽフェスタ」を 5 月 15 日と 16 日に開催、初めて参加してくださる団体など含め 2 日間通して 20 団体の参加があり、64 万ほどの売り上げがあった。通常販売だけではなく、季節に合わせたイベントとして、8 月 1 日カレーフェア、10 月 31 日かっぽハローウィンを開催し、11 月 14 日の県民の日オープンディにも参加した。、職員対象の注文販売として、お歳暮として、おにっ子ハウスの味噌、晴れ晴れのベーゴマクッキー、バレンタインチョコギフトなどチラシを配布しかっぽの存在を改めて知ってもらう場を設けた。1 番好評だったのは、松伏町のくず餅で、予約注文販売と店頭販売の 2 回開催し、300 個近くの注文を受け、沢山の方が手に取ってくれた。定点販売のルートが新しくなったことで、売り上げが少し下がってしまった。新座市のまるまる工房のパン販売は週 3 日に増えた。

さいたま市の中学生が働くことを体験する「未来くるワーク」も 4 回目の受け入れとなった。４校の生徒が、かっぽで店番団体の障害がある人と共に働く体験をした。

(1) 埼玉県庁内「福祉の店 アンテナショップ かっぽ」

昨年度から通り引き継ぐものとして、Facebook、職員用ポータルサイトへかっぽイベントのお知らせ、新商品や現在の人気商品と合わせて売れ筋商品の宣伝を上げていく。

ショーケース展示市町村も5年目を迎え、市や町役場の観光協会からかっぽへ連絡をいただく事も増えてきた。今後も継続していく。

5月開催予定のかっぽフェスタについては、新型コロナウィルス感染拡大防止の影響により延期、また、定点販売や県職員の会議のお茶やイベントに対するグッズの伝票払いが激減し、明らかな収入減が再び大きな問題となる見通しである。しかし、新型コロナウィルスの推移をみつつ、店頭実演販売やイベント開催案を考えていく。

3. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業

2019年度　事業報告

(1)「通信」発行

2019 年度は 4 回の通信を発行した。「ハコのない施設になっていない？地域巡業」の報告を掲載する計画だったが、２月に集中したために発行することができなかった。今年度は、ＨＰ担当者を置き、紙面以外でも機関誌やイベント等の発信をすることができた。

２11 号（総会議案号/2019 年 4 月 25 日発行）・212 号（総合県交渉案内号/2019 年 8 月 7 日発行）・213 号（「ハコのない施設になっていない？地域巡業」案内号/2019 年 11 月 15 日発行）・214 号（地域巡業報告号/2019 年 11 月 27 日発行）事務局だよりを含め 4 回の通信を発行した。これまで、記録を残すことに重視をおくことで頁数の多い機関誌になりがちだったが、今年度はなるべく手に取って読みやすいように工夫した。

・通信は読み返す価値があり、記録に残すことを重視することはよいことだと思います
関　啓子さん

２０２０年度事業計画

1）「通信」発行

今年度は、２０１９年度に開催した「ハコのない施設になっていない？地域巡業」の報告集を、分けて掲載していく。また、当協会の前理事長であった故八木下浩一氏への思いを、様々な人に書いていただき掲載していく。編集会議を行いながら、できる限り関係団体の現状や会員の暮らしを伝えられるように工夫し、広く情報発信を行っていく。機関誌と事務局だよりの両方で進め、こまめに情報を発信していく。

2019年度事業報告

(2) でるでる CLUB

２０１９年度は、担当理事と実行委員が代わり、実行委員会は、新しい態勢で、取り組んだ。実行委員会は、計 8 回開催した。

2019 年 11 月 17 日（日）「でるでる CLUB 浅草へ行こう！」を、開催した。参加者は、14 団体 23 名で、浅草寺や雷門周辺を、満喫した。

2020 年 3 月 8 日（日）「でるでる CLUB 特殊メイク！」は、新型コロナウイルスの感染拡大により、自粛・中止になりました。

2020年度事業計画

(2)でるでる CLUB

今年度は、世の中の状況を見ながら、事業の開催を考えていく。

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

4. 県内の関係各機関との連携・調整、情報提供、相互連携等の事業

2019年度事業報告

(1)公的な委員会

埼玉県障害者施策推進協議会の委員が交代し、介助者と一緒に委員会やワーキングに参加をした。2019 年度の施策推進協議会では第 6 期障害者計画作成に向けた重点課題を検討した。

全体会は 6 月 11 日・11 月 21 日・2 月 3 日の 3 回開催された。ワーキングは A(障害者の人権擁護の推進に関する取り組み)・B（子ども期から社会に出る時期までにかかる取り組み）・C（成人期から高齢期全般にかかる取り組み）の三つに分かれ、当協会としては A チームに参加した。それぞれ、3 回ずつのワーキングが開催された。事前の学習会等を行いながら、参加をした。A チームでは、福祉教育と言って疑似体験で障害を理解するのではなく、地域に住む障害当事者の話を聞くなどの、生の声を届けられる方策などの意見を述べた。また、施策としては直接的なものはないが、強制不妊治療の問題等も重要ではないかという議論もされた。当協会の会員の傍聴もあり、全体会や委員の担当ワーキングだけではなく、B チーム・C チームの傍聴も行った。

会員からの意見

・八木井委員が埼玉県障害者福祉推進協議会で福祉教育についてなどがんばっている。　**竹迫和子さん**

・活動できないことを、あまりコロナウィルスのせいにしてはいけないと思います。緊急事態宣言が解除されたら、一気　に自粛ムードが終わり、以前のような社会状況に戻るような気もします。今回、行政からの自粛要請は、県レベルの施策として行われました。当協会は県とのつながりもありますし、施策推進協議会にも参加しています。前向きに考えると、当協会の存在意義を示す良い機会になるえるかもしれないと思います。　増田洋介さん

2020年事業計画

(1)公的な委員会

今年度は第５期障害支援計画の振り返りの年でもあり、第６期障害支援計画に向けた検討の時期でもある。昨年同様委員と一緒に、準備を進めていく。

(2) 当協会として、県内の他団体と相互連携している活動

２０１９年度　事業報告

①　福祉の対象とされてきた人々も含めた就労・職場参加支援に関する連携活動（埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会）

「障害がある人も、これまでの福祉や雇用制度にないような、共に働く場」としてのこの店を支援するため、共同募金の助成金の獲得や、事務局員の派遣を行った。店を運営する埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会の事務局を担い、さまざまな活動を行なった。

かっぽでも障害者雇用の制度を活用して、働き方の模索をしている。かっぽ仕事を通して、仕事と生活の両立や同僚との関係など、日々の出来事の中で感じたことを、通信に掲載しはっしんしている。また、わかば基金よりパソコンの寄付を受け、常駐職員としての新たな働き方も始まっている。県の会議予算が少なくなる中、会議用のお茶などの注文をしてくれる課が増えてはいるが、全体の注文数は減っている。イベントや注文販売等の工夫で、粗利益は上がっているものの、財政的な問題は、なかなか解消されずにいる。

2019 年も障害者福祉推進課の県庁内職場体験実習を受託し実施した。出先機関 8 ヶ所から受入可能と連絡があった。ヶ所は実習希望者が決定後、受入課所より「都合により受入不可」と連絡があり、更に 1 ヶ所か該当者が見つからず実施出来なかった。

実習は秩父福祉事務所（秩父市）・秩父環境管理事務所（秩父市）・自然の博物館（長瀞町）・加須げんきプラザ（加須市）・県立がんセンター（伊奈町）・庄和浄水場（春日部市）の計 8 名が体験した。加須市や伊奈町で新たな実習生を探すべく北埼玉障がい者就労支援センターへ相談に行き紹介を受けた（ワークスみぎわ）。

例年、実習内容は事務補助作業（シュレッダー・テプラ・ゴム印押し・資料綴じ込み等）が主だが、2019 年度は施設整備や清掃といった作業内容が多かった。具体的には秩父環境管理事務所では、県立公園内の建物の展示片付けや清掃、植樹用の穴掘り。加須元気プラザでは地域住民に貸し出しているテニスコート整備やグランド整備といった作業が主だった。

県立がんセンター（受入担当は総務課）では非常勤雇用でグループワークを行っている 7 名がいた。3 名がシルバー、4 名が就労支援センターからの紹介を受けて雇用された障害者で、常に 7 名 1 グループとなり院内の雑務を行っていた。グループの障害者メンバーは週 20 時間未満の雇用で、がんセンターでの勤務日以外は近隣の施設利用もしていた。シルバーの方たちが作業内容や手順を考え、障害者メンバーと一緒に行っていた。今回、かっぽからの実習生も一緒に働いた。指導員的な立場となっていたシルバーの方たちは、今まで障害者と一緒に働いた経験がなく、がんセンターでのグループワークが初めてらしく、一緒に実習を行った春里どんぐりの家の職員の支援方法を見て「とても勉強になった」と言っていた。また春里どんぐりの家の職員も「がんセンターのような雇用形態は初めて聞いた。参加した実習生の実習成果だけではなく、こういった情報を見聞き出来たことも大きな成果となった」と話していた。

2019 年度は単に実習生が仕事の体験をするだけではない繋がりが出来たと感じた。本実習は就労を目指す方の希望者が多くなっているが、就労系の施設に限らず、全ての施設利用者や在宅の方が対象者であるとを示し、実習生の募集にあたっていくことが課題だと思う。

会員からの質問

実習箇所を表記後、「計８名が体験した」とあるが、６か所なので、２名ずつ体験したところが２か所あったのか、わからない。北埼玉障がい者就労支援センターで紹介を受けたのが春里どんぐりの家なのか。そこは就労系なのか。　中山佐和子さん

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月１９日第三種郵便物承認

質問に対する返答

実習先が６か所だが、実習生が８名であることの指摘について、自然の博物館での実習を行った山叶本舗から ２ 名の実習生、加須元気プラザへワークスみぎわから２名の実習生があり、６か所計８名(以下の表)。

北埼玉障がい者就労支援センターから紹介されたところは、(福)一麦福祉会が運営するワークスみぎわ。多機能型就労支援施設（就労移行支援と就労継続支援Ｂ型）のみ。

春里どんぐりの家は昨年も実習を受けていて、実習先が県立がんセンターだった。

実習先と実習生の所属・実習期間等は下記の通り。

受入課所	期間	実習生所属団体	性別	障害種別	体験人数
秩父福祉事務所	2/17～/19(3 日間)	NPO 法人 山叶本舗	男性	知的	1 名
秩父環境管理事務所	2/26～/28(3 日間)	清心会 ふらわあ	男性	知的	1 名
自然の博物館	2/26～/28(3 日間)	NPO 法人 山叶本舗	男性	知的	同期間 2 名
加須げんきプラザ	① 2/12～/14 ② 2/18～/21	社福） ワークスみぎわ	① 女性 ② 男性	知的 知的	期間を分け、2 名
県立がんセンター	2/18～/27(6 日間)	社福）春里どんぐりの家	女性	重複(知的・聴覚)	1 名
庄和浄水場	2/12～/14(3 日間)	社福） ゆめみ野工房	男性	重複(身体・知的)	1 名

2020年度 事業計画

２０２０年度も埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会が運営するこの店に協力するため、事務局員がこの店のさまざまな活動に協働していく。

「アンテナショップ」の名のとおり、昨年度のくず餅のような人気商品や、新たな店番団体を獲得するための「受信」の感度を高めながら、Facebook、県職員用ポータルサイトの活用や店頭でのイベントなどを通した「送信」にも力を入れ、店の存在やその活動を各方面に伝えていき、共に働くことを「双方向」で進めていく。

埼玉県庁内職場体験実習については、昨年度は単に実習生が仕事の体験をするだけではない繋がりが出来たと感じた。本実習は就労を目指す方の希望者が多くなっているが、就労系の施設に限らず、全ての施設利用者や在宅の方が対象者であることを示し、実習生の募集にあたっていくよう努める。

埼玉県庁内職場体験実習に関して　総会での議論

坂本　さとし(朝霞市)

県庁内実習は何年もやっているが、県庁に雇われるなどの成果は出ているのか？もともとの目的だった「県庁の職員に障害を持っている人のことを身近にわかってもらう」というところについては、少しは進んでいるのか？

猪瀬担当理事(さいたま市)

この実習は雇われるのが目的ではない。県庁の中で職員に知ってもらうという点ではできている。たとえば、ジャガイモや玉ねぎの注文販売のチラシを受けるときの職員の対応が「ああ、かっぽね」と言う。そういう意味では広まっていると感じる。

神田正子(さいたま市)

春里どんぐりの家は大宮の聴覚障害者の施設。報告を見ると、県立がんセンターに実習に行っている。自立生活協会内の団体だけではなくて、こんな風に多方面に募集できたことはすごく有意義だと思う。

事務局

かっぽ専従からの報告では、最近の実習は出先機関の実習ばかりになっている。

今回の出先機関で、昨年までチームぴかぴかで働いていた人が実習担当を受けてくれた。実習後の話で、実習はできる人がやるものというチームピカピカのイメージが強かったのがわかった。あらためてかっぽの実習は重度の人が職場に入っていくということをおさえる必要があるという感想を述べていた。

猪瀬理事の説明のように、就職にはつながらないが、どんなに障害が重い人でも介助を付けて実習に来るというところが薄れてきているので、改めてきちんとやらないといけない。

坂本サトシ(朝霞市)

就職をする、しないはどうでもいいが、県の中で実習をやっていくことによって、障害を持つ人が働くというのをどういう風に職員がとらえているのかというところが、一番大事な目的。そこがどううなっているのかが知りたかった。

山下浩志(春日部市)

この実習が始まったときと現在の状況が全く変わってしまっている。

県庁内職場体験が始まったときには、県庁の中は、（仕事など）できる身体の障害者だけ。その人たちは基本的には常勤で職員として働いていたので、発言権もない状態だった。

状況が変わり、現在は特に多くの非常勤の障害者がいっぱい働いている状態。雇用率未達成状況が露呈されたので、急遽雇用率を満たすためには非常勤をいっぱい雇わなくてはならない。そういう意味では、様々な障害のある人が、今はいっぱいいる状態。でもやっぱり、本当にその障害に応じて分けられている状態は、県庁の中でも目立っている。

かっぽの県庁内職場体験は、そういう働くというところからはずされた人たちが、わざわざ県庁まで行ったり、出先に行ったり、介助付きで職員が一緒について働くということに重要な意味がある。以前は県庁内の実習全体の会議にかっぽも参加していて、そのことを伝えていた。今は完全に分けられているから、そういう会議からも省かれている。かっぽという存在そのものがわかっている状況なので、かっぽの体験を、ぜひ、今度の総合県交渉の時とか、その前後に県に対してアピールしていく必要がある。

神田まさこ：(さいたま市)

大宮施設連絡会のカラオケに春里どんぐりの家が出てきて、皆と楽しくやれた。ちょっと大きな音だったら体で感じられるとか、皆が楽しそうにしていれば声を出すとか、手話ができなくても、どうにかかかわろうとする人や、手話がなければだめだよという人がいたり、いろんな人がいるということが、私も参加して初めて分かり、すごくよかったなあと思っている。そしてまた実習に行こうという気持ちになっているのは、すごくいい傾向になっている。実習をしたら、今度は話し合って、皆とこんな感じだったよねって、言えるような場所が

あるといい。実習したけどこんなに大変でしたとか、春里さんがどんなふうに思っているか、行ってみたけどもうやめようと思ったのか、よかったと思ったのか、そこのところの結果みたいのが必要。

坂本サトシ(朝霞市)

そこがすごく大事で、県の職員はどうとらえているんだろうというところを、ある程度当協会は、意識した方がいいのではないか。そうしないと、極論だがやっても無駄になってしまう可能性がある。もう少し職員を巻き込んでいかないと、やる意味がずっと薄れて行く。施策推進協議会の中でも、委員からもどんどん言ってもらいたい。せっかくやっている実習の意味をもう少し広げていかないといけない。実習だけをやっていればいいという風に県に考えられていても困る。

③　分け隔てられず共に学び・育つことを支援する連携活動

2019年度事業報告

障害者権利条約や差別解消法の趣旨が生かされず、むしろ分けられていく状況が進む中、一緒に学べるよう下記のような活動に取り組んだ。

「就学進学ホットライン」（６月と１１月に実施）へ場所の提供や電話番など全面的に協力し、電話番で参加した個人・団体との情報交換や交流も行ったが、電話は非常に少ない。

「どの子も地域の公立高校へ・埼玉連絡会」として取り組んだ高校問題県交渉（７月、１１月、２月）、「みんな一緒に地域の保育所へ！学校へ！高校へ！埼玉連絡会」として取り組んだ夏の集会（６月）・秋の相談会（１１月）、埼玉障害者市民ネットワークの「共に学ぶ教育の推進に向けた共同研究会」（７月、１１月、２月）などに参加した。２月の共同研究会では巡業団のメンバーも傍聴参加し、施策推進協議会の委員でもある八木井理事が協議会のようすを伝えたのは有意義だった。

『障害児を普通学校へ全国連絡会・全国交流集会 in ちば』に参加して、全国各地からの参加者と情報交換や交流をした。

２０２０年度事業計画

①　分け隔てられず共に学び・育つことを支援する連携活動

障害のある子どもに限らず、子どもたちの育つ環境がますます厳しくなっている。多様な子どもたちが小さい時から一緒に学び育っていけるよう、引き続き下記のことを取り組んでいく。

「就学進学ホットライン」の方法や親子との継続的な関わりの検討も含めて協力し、地元の団体と連携していく。

「みんな一緒に地域の保育所へ！学校へ！高校へ！埼玉連絡会」「どの子も地域の公立高校へ・埼玉連絡会」や埼玉障害者市民ネットワークの「共に学ぶ教育の推進に向けた共同研究会」と協力して、高校、義務教育、就学前の問題の話し合いや活動に参加していく。

『「障害児」を高校進学を実現する全国交流集会 in くるめ』に参加していく予定である。

④　埼玉障害フォーラムへの参加

2019年度事業報告

当協会も構成団体となっている SDF(埼玉障害フォーラム)の活動に参加した。
11 月 15 日の学習会は障害者権利条約とパラレルレポートを中心に、その中でも特に障害者の「はたらく」をテーマに開催された。
また、3 月 13 日に災害と避難をテーマに予定していた学習会は新型コロナウィルス拡大防止により中止となった。

⑤　社団･ネット合同事務局会議

友好団体でもある埼玉障害者市民ネットワークの活動に積極的に参加した。
ネットワーク合宿は 6 月 22 日・23 日に国立女性教育会館で「生きるのに理由はいるの？」をテーマに開催された。
ちんどんパレードは8月21日に総合県交渉PRと共生社会をめざした運動のアピールをした。
総合県交渉は 8 月 29 日・30 日に県庁各課との話し合いを行った。
総合県交渉の課題などを木下財団の助成事業に生かしてセミナーを開催した。
2019 年度のアクセス行動は「県庁点検」を予定したが、準備不足とコロナのせいで延期になった。

２０２０年度事業計画

③　埼玉障害フォーラム（SDF）への参加

今年も構成団体として、参加してゆく。

④　社団・ネット合同事務局会議

今年も積極的に参加し連携を深めて「障害のある人も、障害のない人も地域で共に！」の実現に向けた活動をしていく。また、交通アクセスのあり方を検討していきたい。

5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

（1）事務局

毎月第 3 木曜日に事務局会議（JIM ジム会議）を行い、かっぽ、ネットワーク、高校問題、施策推進協議会、通信等の事業の進捗の調整を行っている。

5 月 26 日（日）に与野本町コミュニティセンターにおいて第 5 回定期総会を開催した。総会後には「ハコのない施設になっていない？」というテーマで、当協会の会員である、NPO 法人太

陽（新座市）、ライフサポートアシスト熊谷（LSK）、生活ホームみどり荘（ふじみ野市）の 3 団体からの報告を受けた。この報告を受けて、県内団体の交流を目的とした初任者研修を計画し、木口福祉財団の助成を受けることができた。10 月 26 日に兵庫県芦屋市にある木口福祉財団の交流会に参加した。初任者研修では資格取得の研修と間違えてしまうという観点から、「ハコのない施設になっていない？地域巡業」と変更し、年度後半からの重点を置いた活動となった。事前に打ち合わせのために各団体を訪問した。報告をする団体の話を中心に打ち合わせをするため、会議ではわからないそれぞれの特徴を知ることができ、事務局にとっても大きな動きとなった。また、テープ起こしの依頼やＨＰ担当者なお、少しではあるが、関係を広げることができた。しかし、やはり、この事業に追われてしまい、ほかの活動がなかなか進まなかったという事務局体制の弱さも痛感した一年であった。

今年度は三つ目の拠点と考えた土呂のみっくすビートの事務所の利用をすることができなかった。2 年間試みてみたが、いくつもの場所を拠点とするのには、時間的距離的な問題として実感した。

（2）会議

①　三役会・理事会

理事会は 6 回を予定していたが、3 月の理事会は新型コロナ感染拡大防止の影響を受け開催することができず、メール等を活用しての連絡調整となった。

２０２０年事業計画
理事会・事務局

当協会の事業は、集会と通信の発行が中心となっている。今年度はどこまでの活動が可能であるかが予測できない。しかし、通信や HP を活用して昨年度の事業の報告を丁寧に発信する。またまずは、理事会や事務局会議棟でテレワークなどに挑戦し、幅広い参加の仕方を模索する。

コロナに負けず頑張りましょう（関啓子さん）

・活動できないことを、あまりコロナウィルスのせいにしてはいけないと思います。緊急事態宣言が解除されたら、一気に自粛ムードが終わり、以前のような社会状況に戻るような気もします。今回、行政からの自粛要請は、県レベルの施策として行われました。当協会は県とのつながりもありますし、施策推進協議会にも参加しています。前向きに考えると、当協会の存在意義を示す良い機会になりえるかもしれないと思います。（増田洋介さん）

・賛成します。なんでも、できるだけ参加したいと思います（小野達雄さん）

便物承認

事務局より予算（案）についての補足説明

⇒助成金がないこと、定期の切り崩しを今年する予定ではないので、収入が 100 万減収。しかし職員賃金の減少と事業の動きがないので、多くな支出がない予算となった。事務局費で昨年よりも大きく変わっているのは、租税公課で、2019 年度の住民税を支払い忘れて 2020 年度の支払いになっているので、２万円×2 年分と、今年度役員変更のため登記が必要で、その費用が１万円計上されています。

会員より質問・意見

今年度は助成金の応募は考えていないのか（増田洋介さん）⇒予算には入れられていないが、今後機会があれば応募をする。

・職員賃金の減少理由は？（小野達雄さん・梅沢博史さん）⇒今まで職員として週 3 日はたらいていた坂口が、地元の団体への出勤日数が増えたため、当協会での勤務日数が週 3 日から週 2 日に変更され、職員賃金が予算でも少なくなっている。ただし、雇用保険等は、2019 年度をもとにするので、今年に支払う額は昨年と同じ額を予算に計上した。

・受取寄付金の減少理由（梅沢博さん）⇒当協会の事業を進める事務局は、ほとんどがボランティアで担っています。受取寄付金は、２０１９年度は啓発事業にかかったボランティアでかかわった人への手当を個人で寄付をしてくれたため多かった。（今年は事業の計画がないため寄付も考えられない）

・啓発事業費が少な井理由は（小野達雄さん）⇒イベント事業については、埼玉セミナーのみの予算となっている。今後の会場等の貸し出し状況等を見ながら、イベントを理事会で検討しながら考えていきたい。

・会費を５０００円か６０００円に挙げる案はどうか？（小野達雄さん）⇒今後の理事会で検討をしていきたい

そのほかのご意見

・いつも通信ありがとうございます。コロナでどうなるかわかりませんが、今年は県交渉は参加したいと思います（木村俊彦さん）

・依然として差別は変わらない、その根本は入学する時分けられている事。以前より厳しくなっている、今の学校は登校拒否、自殺など色々な問題があります。子供側に立った教育をしていればと思います。もう一度学校の在り方を考えなければならないと思います。（色々な子供達がいて良いと思います。その中で子供達が成長して行くのですから）（柴田澄江さん）

・今回・異常事態での総会で「委任状」で済ませるのはよいとして、定款にそのことを記しておく必要があります。定款の中に「委任状」と言う言葉が出てきません。第 20 条が改正されるべきではないでしょうか？（今回は招集権者に委任とした）

また、理事会においてもリモート出席ができるということを定款に表記した方がいいのではないか。（有山博さん）

⇒　今年度定款修正は、議案に載っていないので、来年度の総会に向けて検討

第20条　総会に出席できない正会員は、ほかの正会員を代理人として~~代理人によってその~~議決権を行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

と、来年度に修正として提案するかは今後の理事会で検討。

また、電磁書面での提出や理事会等の出席がリモートでも可能であるなどについても今後の動向を見て加えたほうがいいのではないかとも意見が出された、今後調べて検討をする。

今年の総会は、コロナの影響で集まることができませんでしたが、事前にご意見や質問をいただけたので、有意義だったと思います。これからの総会のやり方に生かしたいと思います。ありがとうございました。

ひとりぐらし と しごとのはなし

N 氏の独り言

４月９日　木曜日

私が感じたコロナウイルスの恐ろしさ。まず降りかかって来たのが車椅子バスケ練習中止と、食料品、生活消耗品の買物が揃えづらく生活バランスも崩れた。焦ってばかりでは、仕方がないので気を落ち着かせようと思うがすぐイライラしてしまう。健常者の人も前例のない出来事なので対応できなく、それぞれで紛らわすのに精一杯の人たちが大半だと思う。

そんな中、今週は緊急事態宣言が発令され買い物、人の流れ、自身が追い込まれ更に固まった。テレビは毎日、感染人数が増加し仕事の規制がどんどん厳しくなり日本はどうなってしまうのか、私もいずれ感染して入院してしまうのか、と変なことを考えてしまう。とりあえず、飛沫感染だけでも防ごうと仕事の時マスクを、と思ったのだがドラッグストアにあるわけないのでYouTubeを見てハンカチマスクの作り付けかっぽに行った。

そしてかっぽにも影響があり８日に行われた店番会議では、定点販売（週２～３回に縮小）とパン販売は（店頭）という販売活動を縮めることになった。毎年５月に行われるかっぽフェスタは、目標として今年度内開催、という話になった。

今回のコロナ騒動には、気持ちを潰され生きるという難しさをまた押し付けられた。過去にも生活バランスが崩れ不安定になったが時間が経過すると落ち着きを取り戻し不思議と消えてしまう。それが車椅子バスケ（やっていて楽しいこと）、一心不乱になって、集中できるのが一番いい感じになれるので続けられてきたと思う。だからコロナ騒動の運動不足に参っているので早く感染解消宣言が聞きたい、と考えている人も沢山いる、と思った。

運動不足もそうだが仕事でも、人との感染を防ぐために職場に従業員同士を近づかせないご協力を、という無茶な国からの発言には、どうやって生活していけばよいのか、それしか思い浮かばなかった。

コロナ騒動のことはこれぐらいにして、かっぽに３月からわかば基金のパソコンが届きエクセルを使って、月別の売り上げとお弁当、パンの売り上げデータ作成を行うことになった。少しずつ入力の覚え実際に３ 月分を作って見たが、当然イメージ通りには行かない。コロナ騒動の自分の生活から、かなり気持ちが病んで勘違いしている自分も見えたので変化を付けるためにチャレンジをしたい。

初めてだから間違いが多いのは仕方ないけどしっかりこなせるようにしてね、と言われたので、コリずに継続します（間違いの注意や、怒られても落ち込まない）と答えた。

６月３日　水曜日

今日は急に暑くなり気温差が苦手な私は必死になって耐える状況になった。暑さにやられたと思ったのは、昼休み時に自動扉が開放されているので風に当たって休んでいた。

緊急事態宣言が解除されたが、余談を許されない状況が続き特に密集しないよう外食を控える、という注意が県庁内に大きく広がっているようだ。らくらくのお弁当はあっという間に完売していた。そして今日と明日の２日間、くず餅を販売するのだが今日は４万円弱売れた。明日もどういった結果になるのか楽しみである。菊水堂ポテチも新商品が発売され好調に売れている。

こういったかっぽ独自の、がんばりが良い結果になっているのでこのまま続いて欲しいと思った。今日は、久しぶりに一人で清算作業を行った。かなり緊張しながら行ったので暑さにも煽られ終わった時はバテバテに力尽きた。この緊張感も、すっかり忘れてしまっていたので良い刺激になった。

６月４日　木曜日

定点販売が復活し店番団体の人たちが庁舎内を回るかっぽらしい状況がまた戻ってきた。木曜日の今日、ぺんぎん村だったのだが午後販売で１万７千円という驚く売り上げになった。６月限定の菊水堂ポテトチッ

プス２種類がビニール袋セットで４００円、この商品が飛ぶように売れた。関さんがお店と庁舎内を何度も往復する姿に手伝えないが辛かった。

障害者推進課の担当者から、２ヶ月間持つ牛乳の販売をやってみないか、というアドバイスがあった。

「かっぽさんは、いつも色んな企画やアイデアで庁舎内を回っているので、何か助言が出来れば、」

という話があった。しかし乳製品は、販売許可書が必要という事などで、話が二転三転回、販売方法が全く見当がつかないところに私は面白いと思った。どういった形で販売するのか、失敗し出来なくなってしまうのか、沢山売れてかっぽの看板商品になるのか、色んな味付けがあるのでどうなるのだろうと思った。

かっぽで働くようになって、２年４か月経ち、少しずつ出来ることは増えているが今一つ物足りない。気持ちが潰れながらではあるが何とか形になるように頑張って働きたい。

６月１５日　月曜日

自販機の売り上げが久しぶりに１万５千円を超えた。急に暑くなったので、飲料系がよく動くようになりアイスの方も、午前中からいくつか売れる曜日が出てきた。

今月の売り上げが月中で４５万と良い結果となっている。それはくず餅の予約販売を三日間行った結果だが、緊急事態宣言解除後すぐ巻き返しが出来る事に、このお店に説明できない良い印象があると思った。

だからこの店独自の売り上げを伸ばすチャレンジには毎回驚かされる。１ついえることはことに様々な工夫を重ね継続していくことの大切さを学んだ。

６月１７日（かっぽ総会）
１８日（県交渉　「はたらく」打ち合わせに）参加した一言

この２日間の出来事は、非常に刺激を受けたのでまとめた形で書きたい。私がかっぽで初めて雇用された人間として働く報告が、何度も飛び交い県庁舎内と店番団体のかかわり方が良い形で出来た。この話を両日で聞けたのが気持ちの中にも良い形で跳ね返ってきた。特に総会の報告で、わかば基金リサイクルパソコン２台贈呈式や、かっぽと県庁舎内の様々な仕事があり、自分が関わったことがこのような形になるのか、感慨深い説明できない感情になった。

逆に「はたらく」の打ち合わせでは、まだまだ働く環境が整っていない職場が多い、しっかり生活が出来ていない（低賃金や雇用率など）、職場スタッフと当事者とのすれ違いも多い、という悪いイメージの話が飛び交うことになってしまった。

そして私自身も、与えられた仕事ばかりで自分からかっぽの店を宣伝していない事が幾つもある。その１つとしてかっぽジャーナル制作を言われていたが全く進めようとしていない。

障がい者が率先して前に立って仕事を進めていく、という意味がわからなかった。理由は、仕事よりまだ生活に不安があってご飯を食べて排泄して風呂に入って、という当たり前のサイクルがなじめず怖気づいている自分がいるからだ。

生活の中に、ジャーナル原稿作成、Ｎ氏の一言作成等をこなしていく自信がない。障がいに疲れやる気がなくなって、逃げ出したくなってしまうかと思うのが怖くて仕方がない。

代表理事の小田原さんが、「毎回書いてくるこの新相さんの文章はいったい何を言いたいのかわからない」という感想を言われ、気が付くと「はたらく」という意味を忘れてしまった。このままでは面倒くさいままで放置し自分に合った仕事がまだ発見できなくなってしまう。この自分を律する自律には一体どれくらいかかるのか、知らない苦労と厳しい現実が山積みらしい。　この文章は休日に書いているのだが、仕事より生活の方に集中しバランスが崩れ訳わからなくなっているのも確かにある。先輩方にも障がいをもって、生活と仕事をしていくことはリスクがありますよ、この話を何度も聞いたが生きたいから考え直して仕事をこなしたい。

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年７月１９日第三種郵便物承認

新型コロナ　どうつきあってゆくか　（すいごごトーク記録抜粋）

耳鼻科開業医・水谷淳子さん

深いつきあいだから重い結果にも

ウイルスが体の中に入って来るっていうのは、受け手がいて、誘われて細胞の中に入ってくる。喉とか肺の細胞の中に、ACE2 っていう酵素がいて、ウイルスを体の中に引き入れちゃう。誘導する力が人間に備わっている。

じゃあなぜ重症化するかというと、ACE2 という酵素は免疫をコントロールする RAS の働きを抑える酵素なんだけど、RAS が勢いを持つと血圧が上がったり、老化の状態になる。RAS を下げる働きをするのが ACE2 という酵素。その ACE2 に導かれて、コロナウイルスの一部が細胞の中に入って増殖するわけ。ウイルスと ACE2 が合体するので、ACE2 の力が下がっちゃう。すると RAS の動きが強くなって免疫が下がったりする。元々病気持ちの人とかは老化の状態なわけなんだけども、一挙に進むから、高齢者とかが重症化しやすいと言われているのは、そういう理由。

ウイルス感染と生体防御

コロナはインフルエンザと比べて潜伏期が長い。感染して1週間目は無症状か、風邪の症状が出るか。2週間目くらいに、治る人と重症化する人のグループに分けられる。どのウイルスが入って来ても、最初に入って来た時は自然免疫が働いて、広範囲で反応して体を守る。その後で入ってきたウイルスに対応した抗体を獲得免疫というのだけれど、この抗体ができてくるのにだいたい2週間くらいかかる。

信用できぬ日本の新型コロナ統計

うまくウイルスをやっつける人達が結構多くて、8割。2割が重症化する。死亡率は確定してないが、日本の報道を見てるとすごく高い。普段のインフルエンザの 10 倍くらい。コロナウイルスは今までも猛威をふるっていて、2002 年に SARS コロナウイルス、2012 年にはサウジアラビアで MERS コロナウイルスが流行した。それよりはちょっと弱いんじゃないかって今の時点では言われている。

死亡率は、最初は高く出るが、最終的に分母が増えるので下がって来る。日本は今、分母がめちゃくちゃなんで全くわからない。検査を希望しても 95%くらいは拒否されている。

なぜ検査数を絞っているのかというと、利権がすごい絡まっているんじゃないかと思う。たくさんのデータが集まると収拾がつかなくなるし、国立感染研究所にデータを絞りたくて、そうしてるんじゃないかと。ドイツでは最初、住民の５%くらいが感染してたんじゃないかと言われていた。抗体検査をしたら、15%くらい。予想より大勢の人が感染していて、あまり症状を出さないで治っている。だから、実際かかって治った人はすごい多いんじゃないかと。

公衆衛生、疫学が衰退し先端医学が栄える現場

私が学生の時は公衆衛生や疫学の教室というか、学科があった。でも、遺伝子工学とかワクチンの開発の研究の方が儲かるということで、今はかろうじて大学院に少し残っているくらいで、公衆衛生の教室を持っているところがない。感染症研究所は、病気の広がりとか情報を研究する疫学とか公衆衛生の部門がなくなっている。保健所も減り、衛生研究所も小さくなっている。こういう時に現状はこうだとか、国の方針としてどうすればいいのか、というのがきちんと発信できないようになっちゃっている。

感染終息の見込みを抗体検査で

PCR 検査というのは精度が 60%くらい。抗体検査というのは特定のコロナウイルスだけに反応する獲得免疫という値を調べて、うつっているかうつってないか、うつっても治っているのかがわかるというもの。PCRも抗体検査も、感染して2週間くらい経ってからの抗体検査の結果が信用できるといわれている。

日本でも徐々に抗体検査のキットを売り出しているけど、なかなかそれも手に入らない。自分達がうつる可能性がある医療関係者なんかが、ガーっと申し込んでいるから。政府は 1 カ月後までに収束とか言っているけど、感染症というのはそんなに簡単に終わるわけがないわけで。ピークがどこにあるかというのをコントロールしないと。最初は、イギリスなどどこの国も集団免疫にもっていこうとしていた。日本では集団免疫という言葉は大っぴらには全く出てこない。

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年７月１９日第三種郵便物承認

「せん滅」でなく「共生」を―ウィルスは私たちの社会のありかたの見直しを問いかける

せん滅でなく共生を探る

感染症というのはそもそもうつっていくわけだけど、60～70%の人がみんなうつっちゃえばあんまり死ななくなるかと思う。一度にかかると大変なので、なだらかにかかれば、ということでやっている。ウイルスをせん滅しようというのはありえない。みんなが好きな「共生」をしていこうということ。ウイルスはものすごく強くなって、人を全滅させるような力は持ちたくない。人間自体が死んじゃうと、ウイルスが生きていく術がなくなっちゃうから。それで発病する人もいるし、しない人も。例えば水疱瘡のウイルスは、かかったら神経の根元にずっといて、年をとって免疫力が下がったりすると、帯状疱疹になることもある。

〈質疑応答〉

ふれあうことの重要性

日吉：帯状疱疹になることもあるという話があったが、ウイルスが体の中にずっといるのは感染ってこと？

水谷：抗体検査をやれば最初の感染なのか、元々感染していたのかっていうのがわかるけど、帯状疱疹はわかりやすいから実際は検査しない。

最近は小さい子は水疱瘡ワクチンを打っている。その時の抗体が長生きしているかどうかというと、だんだん抗体が減って免疫は劣化してくる。だけど、小さい子が水疱瘡をやって大人が触れると、水疱瘡は発症しないけど、子どものころ感染した記憶がよみがえり、抗体がいちだんと元気づけられて、帯状疱疹が出なくなる。これをブースター効果という。

最近帯状疱疹になる高齢者が多い。水疱瘡の子供がいないので、「ブースター効果」ができなくなって、それで高齢者にワクチンを使うという流れになっているのではないか。ウイルスや細菌にふれあってないと、抗体はできていかないということだと思う。

アビガンとワクチン

水谷：アビガンは増殖そのものをストップする薬。動物実験で催奇形性があるということで、十数年間、厚労省からの許可が降りなかったんだけど、2014 年に新型インフルエンザにだけ使うならってことでようやく許可がおりた。政府が 2000 万人分備蓄しているが、それが今ものすごい人体実験をされている。

でも、対症療法だけでも治る率は高いので、薬が効いたかどうかはよくわからない。開発した人は症状が出始めた初期(5、6日目)に使わないと意味がないと言っている。

アルコールと手洗い、マスク

山崎：手洗いやマスクの意味は？

水谷：手洗いや石鹸は、洗いすぎはよくないけど、ウイルスの周りの脂質を融かすのでいいんじゃないかと言われる。

コロナウイルスの大きさをフットボールとすると、マスクの隙間は東京ドームくらい。サージカルマスクも通すし、布のマスクは完全に通す。ただ、くしゃみや咳などで痰や鼻汁がもろに入って来るのは防げるし、他人に飛ばしてしまうのも防げる。

ほんとは蔓延しているだろう

澤：基本的に今はどこにいると思います？爆発する曲がり角なのか。

水谷：日本のデータって本当にめちゃくちゃだから、わからないんだけど…かなり「蔓延」しているんだろうなと。「蔓延」という意味は、カウントされていない無症状、軽症の人がすごい数いるはずということ。

コロナ以外の病気が受け付けられなくなり、病院が機能しなくなっていてかなりひどい。

薬の安全性の問題と集団免疫

黒田：薬のマウスの実験はうまくいってるんですかね。

水谷：ワクチンは薬じゃなくて予防なわけだけど、実用化されるのは来年の秋以降であろうと。人間に使って安全かどうか見極めるのにはかなり時間がかかる。ウイルスをやっつける薬というのは基本的にない。普段の生活でちゃんと食べてちゃんと寝て、そうやって暮らしながら社会の多くの人がかかっていくことで、季節性のインフルエンザのようになっていく。

インフルは多いか少ないかの違いで、夏でもいる。コロナに関してはまだよくわかってないんだと思う。来年も、とってもじゃないけどオリンピックなんてできない

2020 年 6 月 17 日発行　毎月 12 回（1 と 3 と 5 と 7 の日）　通巻 7525 号
ＳＳＴＫ　　1983 年 7 月 1 9 日第三種郵便物承認

毎年、埼玉県庁の第三庁舎の講堂に 150 人前後の人が、県内各地から集まり、2 日間を過ごす。県の各課担当者と顔を突き合わせる日。

毎年、不完全燃焼なところがどこか残る。今年は、例年より早く準備をし、事前に担当者に説明をして回り、一方通行ではない場にしたいと準備を進めた。

新型コロナ拡大感染防止のための、自粛がある中、集まれる人は集まり、メールでのやり取りなどもしながら、昨年より半月以上早く、県の担当者に渡すことができた。

ぜひ、文書で回答をいただきたいと思う。言葉が風のように耳を通り、頭の中を素通りしてしまう。心に届かない。そんな時間にしたくはないものね。

交渉日程（7 月 16 日現在の予定）
1 日目　　2020 年 8 月 27 日（木）10 時～　埼玉県庁第三庁舎
2 日目　　8 月 28 日（金）　午後　埼玉会館

チンドンパレード　8 月 19 日（水）　　予定や交渉の持ち方については変更があった場合は、自立生活協会の HP にて、ご連絡いたします。

2020年6月17日発行　毎月12回（1と3と5と7の日）　通巻7525号
ＳＳＴＫ　　1983年７月１９日第三種郵便物承認

２０２０年７月１５日

埼玉県知事
大野元裕様

埼玉障害者市民ネットワーク
代表　野島久美子

はじめに

私たちがこの総合県交渉を始めてから、34年目になります。県職員のみなさんはもちろん、私たちの中でも、この交渉はなぜ、どのように始まったのか、知っている人は少なくなったと思います。

１９８７年２月６日と１６日に第１回の総合県交渉が行われました。主催は、国際障害者年サイタマ５年目のつどい実行委員会でした。これが埼玉障害者市民ネットワークの前身です。６日には、教育、労働、福祉について交渉し、１６日には見沼田んぼの障害者交流センター計画と精神障害者実態調査を問う交渉を行いました。

私たちは「ひとは特殊教育と福祉によってのみ生きるにあらず」というスローガンを掲げました。当時の埼玉は、東京に追いつき、追い越せとばかり、障害児者のためのさまざまな施策を始めつつあったのですが、私たちは障害児者のための特別な施策を作る前に、障害のない人達向けとみなされてきた一般の施策を、障害のある人も使えるようにすべきではないかと、投げかけたのです。なぜなら、県内各地から実行委員会に集まった人々は、そうした施策がない中で、地域で共に学び、共に働き、共に暮らす活動を、試みて来たからです。

それまでの「障害者団体」は、障害児者のための施策を充実してほしいと訴えて来たので、交渉相手は主に特殊教育課や障害福祉課でした。しかし、私たちは義務教育指導課や高校教育指導課、住宅課、交通政策課、職業安定課、社会福祉課・・・・といった一般の施策を担う課を含めて交渉しました。だから、総合県交渉というのです。

障害児者団体に慣れている課も、まったく出会ったことがない課も、どう対応していいかわからず、交渉がヒートアップすることも多く、窓口になった障害福祉課の担当者は苦労したと思います。

その担当者は、後に県を早期退職し、知的障害者と共に働く店を立ち上げました。その人の講演を聴きに行った時、終了後私たちの席に来て、「あの頃怒られたけど、いま一緒に働いてみて、当時言われたことがやっとわかった」と言いました。交渉から２０年経っていました。

ひとは障害児・健常児として生まれてくるわけではありません。その子が障害児医療や障害児福祉の対象となる時に、障害児となり、他は健常児となるのです。一般の医療や保育、教育の中で共に生きられないのか？専用の施策を作ることは、一般の施策から誰かを排除する口実にもなりかねないことを、常に考えたいと思います。

ここ２０年、特別支援教育や「措置から契約へ」の流れ、そして障害者権利条約批准に伴う国内法整備の過程で、障害児者関連の施策がたくさんできました。たとえ必要な施策であっても、それらはひととひとを、サービス利用者と提供者として分けます。いまは、私たちもそのただ中にいます。その周りにある普通の施策を、誰もが共に生きるための施策に変えられないか。34年目の今年も、問い続けます。

2020年6月17日発行　毎月12回（1と3と5と7の日）　通巻7525号
ＳＳＴＫ　1983年７月１９日第三種郵便物承認

Ⅰ．はたらく

1. 障害者活躍推進計画（以下「計画」と略記）について

① 障害者である職員の計画作成への参画（人事課、教区総務課）

知事部局他の計画では、本委員会及び幹事会には障害のある職員は参加させず、障害のある職員で構成する分科会を設置し、分科会委員を対象に意見や要望を聞き取り、その主な内容を計画に載せています。県教委の計画では、本委員会の構成員として障害のある教職員が入っています。

それぞれどのような障害者（(障害別、重度等）が何人参加したのか、それ自体「数合わせ」になってないでしょうか。知事部局等はなぜ本委員会に障害のある職員を入れないのでしょうか、分科会で聞き取った意見を本委員会ではどう計画に反映したのでしょうか。県教委の本委員会では障害のある職員からどのような意見が出され、計画にどう反映されたのでしょうか。

② 採用試験の欠格条項（自力通勤、介助者なし職務遂行、知的障害、精神障害）の撤廃（人事課、教育総務課）

これらの条項は差別であり、法に違反することになりましたが、実際に知事部局等や県教委として、これまでくりかえし受け入れられない理由として挙げてきたことを解消してゆく方針なのですか。

本採用教員及び県立学校実習助手の特別選考の対象から、知的障害者が除かれているのはどうしてですか。

③ 合理的配慮(人事課)

知事部局等の計画で、障害のある職員からの意見として、「配慮を申し出ることによって、自分の活躍の機会が失われるのではという心配」、「所属全体が多忙になれば配慮は難しい。仮に配慮されたとしても同僚に負担が及ぶと考えると相談しにくい」と述べられている現状に対して、どう対処するのですか。駐車場から庁舎に濡れずに移動できるように屋根を付けるといった予算が伴うものについて、どうしてゆくのでしょうか。通勤及びトイレ、食事、移動などの介助について、どう対応するのですか。

④ 短時間勤務職員（会計年度任用職員）の継続雇用（教育総務課）

県教委の計画は、「事業主としての責務はもとより、教育現場における障害者雇用の意義を踏まえた上で、障害のある教職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりを進める」としています。これまで出会うことがなかった同士が同じ職場で働き、誰もが働きやすい職場をめざすために、まずはハードルを低くしてさまざまな障害者を受け入れ、安定して長く共に働くことが必要です。「障害のある短時間勤務職員（会計年度任用職員）の雇用」に関して、「障害者が安定して、長く勤務するためには、障害特性に応じた柔軟な勤務形態が求められます。」とあり、就業支援員の配置や事務集約オフィス、新たな職務の選定・創出も、前記の目的で取り組まれるのであれば、評価できますが、２０２０年度から導入された会計年度任用職員という制度の下で、安定して長く働くことをどう支えるのですか。

⑤ 民間企業での就労のステップ？（人事課）

知事部局等の計画では「障害の種別や任用形態に関わらず、全ての障害のある職員がやりがいを持ちながら長く安定して働き続けるためには」と書かれているにもかかわらず、前項④について計画がないのは問題です。２０２０年度から、庁内の定型業務を集約し、効率的に処理するスマートステーションを開設し、３０人の会計年度任用職員のうち１０人は障害者を採用するといいますが、継続雇用についてはふれられず、「民間企業への正規就労に繋げる取組を実施します」とされているだけです（これ以外では、１９８７年度から養護学校の知的障害の生徒の職場実習を受け入れてきたことと、２００８年度から知的障害者の実習生を臨時職員として採用し、民間企業への就労のステップとする取り組みを行っているとあるのみ)。せっかく欠格条項を撤廃したのですから、まずは正規職員以外でもさまざまな障害者を職場に受け入れ、継続雇用して共に働く職場づくりをすべきではないでしょうか。民間に率先垂範すべきなのに、民間就労へのステップでよしとするのでは実質的に「不適切な取り扱い」を続けているとみなされてもしかたがありません。

2. 制度崩壊寸前の障害者雇用促進法体制と福祉、教育について

① 率先垂範すべき公務部門の障害者雇用（人事課、教育総務課）

障害者雇用促進法制定から５４年。法改正を繰り返す中で、すべての障害者への雇用義務と多様な雇用支援、差別禁止等が盛り込まれてきたにもかかわらず、民間に率先垂範すべき公務部門においては最近にいたるまで種々の欠格条項を残したままでした。雇用水増しは論外として、民間のお手本になるべき雇用の中身をもてなかったことを、率直に認めるべきではないですか。

② 過去最高の障害者雇用率の内実（雇用労働課）

ここ16年間にわたり毎年発表されている「過去最高の障害者雇用率」の内実は、これまでカウントされていなかった雇用実態が制度上に表現されてきた面も少なからずあること、また年金制度の整備とあいまった短時間就労の導入、さらには重度のダブルカウント、特例子会社の増加、そして就労A型の急成長などを含んでいるという認識を共有しますか。

③ 雇用率代行業（雇用労働課）

昨年、エスプールプラスのわーくはぴねす農園について、「共生社会の考え方の中で、障害者本人が働き甲斐のある仕事に就くことが大事だと我々も認識している。そういうところがきちんと考えられていないようなところはきちんと見ていく」として、さいたま市や就労支援機関と情報交換すると回答されました。同農園や類似の雇用代行業は、県内でさらに拡大しつつあります。どう考えますか。

④ 福祉施設からの一般就労（障害者支援課）

障害福祉計画の数値目標に掲げられていますが、元来は入所施設や作業所等からの一般就労を意味していたものであり、通勤や住まいや暮らし、お金のやりくりはどうするのかといった課題と不可分だったからこそ、ハードル

が高かったし、逆に就労をきっかけに地域生活を組み立ててゆく大きな意義がありました。現在の就労 A、就労 B には、一般就労していた人も多いし、就労移行は一般就労に特化した施設なので、数値目標にしている意味が薄いのではないでしょうか。国に合わせるだけでなく、県独自の数値目標を立てるべきではないでしょうか。

⑤ 幼いころから分け隔てられることの結果（義務教育指導課、高校教育指導課）

教員採用試験における障害者特別選考の志願者数が少ないことに対し、教員をめざす障害のある大学生等への説明会や大学等に障害のある者が学びやすい環境を整備するよう働きかけると計画にありますが、何よりも分け隔てられず共に学ぶ地域の小・中学校、そして県立高校を実現してゆくことが必要ではないでしょうか。

3. かっぽについて

かっぽは、現在１２の団体や作業所から、月に１回～週１回、職員と利用者が３人から４人のチームで、交代で店番に入っています。

朝９時半に来てまずは店を開け、掃除をします。その日のお弁当の内容をプレートに書き宣伝の準備をします。それから、午前午後と、県庁内の定点販売に行くために、自分たちが売りたい、売れると思う品物を選んで台車に乗せます。釣銭を用意し、かっぽ専従が作ってくれた定点販売のコース表と声掛けマニュアルをもって、定点販売に出かけます。午前の販売を終えてかっぽに戻ると、午前の売り上げの計算をする人、お弁当の販売のために声を出す人と別れます。お昼を少し過ぎるくらいまでやって、昼休憩を取ります。午後は午前と同じように定点販売に出かけます。午後戻ってくると、閉店の準備をする人、台車に乗せた荷物を店に戻す人、午後の売り上げを計算する人など、できることをします。そして、最後は、かっぽの全部の売り上げを計算し金額を確認し、銀行まで入金しに行って、一日の仕事が終わります。

職員を含めたチームで働いているので、この流れの中で、習慣化して自分のできるポイントになると仕事をする人、声を出す人、一つ一つ声をかけてもらいながらやる人など様々ですが、月に一度の店番の流れの中でやることを理解したり思い出したりして一緒に仕事をしています。県の職員の皆さんが買ってくださるときに、計算を終わるまで待ってくれるという小さなことが、積み重なる中で、落ち着いて計算機を使えるようになった人もいます。緊張しながらでも、目に見えるやり取りや釣銭箱に増えていくお金は、練習でもなく本物であるから、かっぽの店番は大切な仕事の場であるのです。かっぽは福祉の補助金で運営しているのではなく、その売り上げから専従を雇い、仕入れをし店を運営しています。一日の店番手当ては 2000 円しか用意できない状況です。一人に支払われる額は時給にしたら 100 円にならないかもしれません。毎年、来年はやっていられるだろうかという不安定な財政ではありますが、定点販売の目標額を立てたり、どうやったら売り上げを伸ばせるかとか、自分たちの働く場を続けていけるかなど、隔月で店番が集まり相談しながら、小さな協同組合のようにしてかっぽを運営しています。

未来くるワークの中学生と一緒に働くとき、嬉しそうに自分の仕事を教えているの

は、その積み重ねの自信があるからです。かっぽは、就労には至らなくとも働くことの練習の場ではなく、実践の場であることは間違いありません。

① 県庁内でそれぞれの課が担当する職場実習の違い（目的・対象者用件・実習先・実習内容・機関・件数・成果など）を教えてください。（人事課・雇用労働課・障害者福祉推進課、特別支援教育課）

② 今、実際の業務や働く環境の体験を通じて、業務内容や働くことの理解を深めるため、学校が中学生を職場体験として企業に送りだしたり、大学生のインターンシップが増えているのだと思います。これは、障害のあるなしに関係なく大切なことだからです。
かっぽの職場体験実習は、「体験」とあるように、就職に結びつかなくとも、どんなに障害が重くても、「仕事」をしに職場に行くことが大事な実習です。仕事に行くために、普段とは違うきちんとした服装をする。電車やバスで通うというような、環境や関係を抜きにしてはあり得ません。「作業」をしに行くのではなく「職場」に行って仕事をするから大事な経験であり、自信が付いたり、新しい未来を思い描いたりできるのです。障害者は小さいころから「障害」や「能力」で分けられてしまっていると、「職場」とは縁のない場所になってしまいます。また、「障害」や「能力」でこの子は働けないと思っていた作業所の職員も、新しい発見や社会へ押し出そうと思えるきっかけにもなるのです。埼玉県で行っている「職場実習」は、それぞれ特徴があるのであれば、それらをぜひ一緒に報告しあう場を設けてください。いろんな働き方、いろんなかかわり方の中から「新しい働き方」を探るための機会にかっぽも参加させてください。（人事課・雇用労働課・障害者福祉推進課）

③ 一昨年、特別支援学校高等部１年の筋ジスの生徒の実習受け入れについてかっぽに問い合わせがありました。かっぽが受けている職場体験実習は施設利用者が対象であるために受け入れることができませんでした。先生のお話では、本人が普通の職場で体験をすることで将来のイメージを付けることができるということで希望していました。かっぽの実習や日常の店もそうですが、仕事の内容だけではなく、職場に行くこと、そこで仕事をすること、障害のない人と一緒にいること、そこでお昼を食べること、トイレに行くこと、それらすべてが「働く」ということにつながるものだと思います。特別支援学校では、介助を必要とする身体障害の生徒の実習を受け入れる職場開拓をどうしていますか（特別支援教育課）。

④ 障害者雇用納付金による助成金の中に職場介助者という制度があります。これは視覚障害もしくは四肢障害のある人の職場での介助者への助成金です。この制度がつくられた当初は、仕事の内容についても明確であれば事務以外の接客業や手仕事なども認められていましたし、それに必要な身体介助も原則として認められていました。しかし現在、この制度では障害者の仕事の内容が文書作成やPC入力などの事務だけになってしまっており、たとえば車から車イスへの移乗の介助は認められていません。厚労省はこの制度をタテに

「職場介助は雇用主の責任」とし、重度訪問介護等の利用を認めていませんが、これでは介助が必要な障害者は働けません。

かっぽでは団体や作業所からの支援を組み合わせてこの問題に対処していますが、県・市町村や企業の職場で課題を共有し、制度のありかたを共に問い直してほしいと思います。お考えを聞かせてください。（人事課・雇用労働課・障害者福祉推進課、教育総務課、障害者支援課）

Ⅱ．まちづくり

1. 啓もう・啓発

街で暮らしを形作っている障害者の姿などを知らずに、これからの学びや暮らしなどを選ばなければならない障害者やその家族は多く存在します。共に地域で暮らしていくためには、まず支援する制度・仕組みを知らない事で起きる不利益を無くす取り組みが必要です。そうした意味で、「いまどきっ!埼玉」など県の制度・仕組みをメディアで紹介することは重要だと考えます。しかし同様に、制度に依らず、「街の中で学び、働き、暮らす障害者の姿」を発信することも重要です。たとえば、出生前診断の結果胎児に障害があることが分かった時に、支援の仕組みだけではなく地域の中で分けられずに障害者が暮らしている姿をイメージすることができれば、地域に生まれてくる命もあると考えます。昨年の年の交渉の中で義務教育指導課が情報収集すると回答された、通常学級で共に学んでいる事例などは、「地域での育ちあいや暮らしあい」の一つだと考えます。ぜひこうした姿を強力にメディアなどでも発信してください。（広報広聴課、義務教育指導課）

2. 地域との協働

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目的として設置されたシラコバト基金は、民間からの寄付を呼び掛け、その運用でも「豊かな地域づくり推進事業」としてNPOなど民間へ助成するという、まさに「民」による「民」のための事業だと考えます。

令和元年においては助成１１団体の内4団体、平成30年度は助成7団体中2団体が「障害者」にまつわる事業であり、更にはそのすべてが障害者だけではなく、その周りも含めた事業として運営されているもので、分けられずに地域で共に暮らすことの重要性を県としても評価しているからだと考えます。

① これからも民間の努力を途切れさせることがないよう積極的に当事業の宣伝、募集を行うと共に、数年間の助成にとどまらずその団体を職員研修の場として活用するなど幅広い支援を行ってください。（共助づくり課、人事課）

② また、地域で必要とされて先駆的に民によって始められる事業は、よく言われる縦割り行政による制度の谷間を埋めるものも数多くあります。助成するだけで予算も人材も限りがある民間の努力だけに丸投げすることなく、県としても事業化などの方向を検討してください。（福祉政策課）

③ 「豊かな地域づくり推進事業」の助成対象事業など、その地域に必要な事業を行う民間活力をさらにバックアップしていくために、借り上げ店舗などと

いった制度も検討してください。（商業・サービス産業支援課？）

3. 住まい

① 県内の各県営住宅の最寄り駅へのバスなどの公共交通機関はバリアフリーとなっていますか。車椅子ユーザーや歩行に難のある障害者などが特に不便なことがないような対策を講じてください。市町村がやっていることではなく、県がやっていることを教えてください。（住宅課）

② 人が住居を求める時、「建物」としての要素以外の「買い物」や「学校」「病院」などといった利便や環境も大きな判断基準となり、なかなか即時に条件の合う物件へ移行できることはまれです。埼玉県の借上型県営住宅の制度は基本的に既存施設の活用も視野にしていると伺いますが、車いす利用者や歩行に難のある障害者など個人のニーズにも対応できるような柔軟な借り上げ住宅の確保はできていますか。（住宅課）

4. 防災

① 昨年、危機管理課の方から様々な人が共に暮らす地域は防災上の観点からも有効であるというご回答をいただきました。人の命と直接つながるという意味で、防災上の視点は街づくりの非常な重要な要素だと考えます。そうした命と前線で向き合う部署として減災、防災の観点から、昨年の回答のような考え方を教育、福祉、住宅など様々な分野へ発信することを要望します。（危機管理課）

② 具体的な発信の機会としては、「地域福祉計画」策定の場があると思います。「第 6 期埼玉県地域福祉支援計画」取組担当課に、残念ながら消防課や危機管理課、災害対策課の名前が入っていません。身近な行政単位である市町村の地域福祉計画策定のモデルとなるよう、消防防災課や危機管理課などの部署も「埼玉県地域福祉支援計画」策定に関わり、減災・防災の観点から誰も分けられず共に暮らすまちづくりを担ってください。（消防課、危機管理課、災害対策課）

③ リスクを抑えて命を守るためには、状況の先を見越して行動することが重要だとされています。埼玉で想像できる大規模災害としては、昨年の台風での例も含めて河水の氾濫での水害などがありますが、避難所までの道のりの多くが氾濫後は水位が上がっていることが国土地理院のハザードマップなどでは確認できます。そうなると車椅子などでの避難はほぼ不可能となるため、先を見越して氾濫する前に気軽に自主避難できる体制、環境づくり、街づくりが重要と考えます。また、避難所での垂直避難の可能性も重要となります。ぜひ、避難所だけでなく、経路も含め実際に当事者と共に検証活動を行ってください。（災害対策課）

Ⅲ．くらし

1.　感染予防について（保健医療政策課、障害支援課）

4 月に起きた県内障害者施設のクラスター(陽性者 22 名)により、ヘルパー利用者 1 名が陽性者、ＧＨ入居者 2 名が濃厚接触者の判定を受けました。ＧＨ入居者 2 名にはＰＣＲ検査はされずに経過観察となり、陽性者の発症 2 日前に接触した職員は濃厚接触者判定にはならず自治体の指示で 2 週間の自宅待機になり、加えて陽性者の濃厚接触者に接触した職員 2 名もまた自宅待機になりました。別の生活介護に通っていたＧＨ入居者は、生活介護に通所自粛をお願いされ、経過観察期間終了後 1 ヶ月半生活介護に来るのならＧＨには戻らないで欲しいとお願いされ 1 ヶ月半ＧＨに戻れませんでした。この様に陽性者や濃厚接触者以外で感染しているかもしれないという不安から活動可能な状態の人が休業や自宅待機になることには疑問を感じます。感染の実態がわからず、感染しているかもしれない、させるかもしれないと過剰な対応がされた一面もあります。4 月から 3 カ月たち、いろいろなことがわかってきました。

① 感染の実態を知ることは大切です。そのために、陽性者がまとまって発生した施設を中心に PCR 検査を行い、現在感染している人を明らかにすることと、すでに感染して治っていた人を明らかにする抗体検査を周辺の人に行うことにより、その地域の感染の全体像を知ることができます。今からでも遅くはありません。感染の可能性のある人の PCR 検査とその周辺の人の抗体検査を行ってください。

② 障害者に感染者や濃厚接触者が出た場合の処遇について、重症者は入院するとしても、軽症者は支援者もいないホテルで滞在することはできません。また、医療的な対応が必須の状況下では、支援者だけで対応するなど無理な話です。医療スタッフの指導の下で、支援者が感染した障害者の支援をすることはやぶさかではありません。その方法について県も一緒に取り組んでください。

③ 県内の社会福祉施設クラスターの感染事例から対応や問題点を調査し、教えてください。

2.　６５歳、介護保険

昨年「高齢期の障害者の方が必要な支援を継続して利用できるよう、介護保険制度と障害福祉サービスとの整合や連続性の確保を図るよう、引き続き市町村に助言していく。」との回答をいただきました。

この問題について、私たちが注目しているのは、岡山市の浅田訴訟と呼ばれている、65 歳を迎えたにもかかわらず介護保険の申請をしなかった重度障害者が岡山市から重度訪問介護の支給を打ち切られことで岡山市と争った裁判です。

2018 年 3 月岡山地裁は浅田さんの完全勝利、2018 年 9 月広島高裁岡山支部も地裁判決を支持しました。高裁判決では、障害者総合支援法第 7 条は介護保険優先規定ではなく障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険サービスの利用を申請した

場合に生じうる二重給付を避けるための調整規定であり、介護保険制度への不申請は障害福祉サービスの打ち切りの理由にならないことを明示しました。

この法解釈について、市町村に伝え、６５歳になったら介護保険優先と考えている市町村職員や相談支援センター職員がいなくなるようにしてください。（障害者支援課）

3.　県単事業

①　全身性障害者介護人派遣事業は、自分たちで介助者を探し、育て、地域で暮らして行くことができる重要な制度です。障害者が身近な地域の人との繋がりを持つきっかけとなっており、地域で一緒に暮らしていくための大切な取り組みになっています。
近年の県交渉に於いて県から、「全身性障害者介護人派遣事業は法定制度を補完するための制度ではなく、この事業は貴重かつ、有効な事業と認識している」という回答をいただきましたが、市町村によっては全身性障害者介護人派遣事業は国の制度を補完するものと認識している所も多くあります。
昨年の県交渉に於いて県から、「様々な機会を通じ市町村に対し、本事業の有効性について周知していきます。」という回答をいただきましたが、実際に県から各市町村にどう伝えたのか教えてください。又、全身性障害者介護人派遣事業を実施していない市町村にも、地域共生のための重要な制度、大切な社会資源だということを伝えてください。（障害者支援課）

②　また、近年の県交渉に於いて、全身性障害者介護人派遣事業の派遣対象者の拡充を要望していますが、派遣対象者の拡充は考えていないとの回答でした。近年国では「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まっています。住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会と厚労省は説明しています。「地域共生社会」の実現から言っても全身性障害者介護人派遣事業は大変有効な制度と考え、派遣対象者の拡充を検討してください。（障害者支援課）

③　「生活ホームからグループホームへの移行したらどうですか？」これまでにも県との話し合いの中で幾度となく言われてきました。
生活ホームとは施設ではなく住まいという位置づけであり、入居者一人一人が世帯主です。
そして入居者は地域の人とかかわりながら「くらし」を作っていくことを大事にし、自ら介助者を探し、介護経験のない人にも介助に入ってもらっています。そのような関りを増やしながら自分らしい自立した暮らしをするため、生活ホームが大きな役割としてあるのです。今後も本事業を県の誇れる事業と捉え、生活ホームの存続に応援ご協力ください。（障害者支援課）

4.　「重度障害者等入院時介助人派遣」の充実について

この件は、改正法における「重度訪問介護の訪問先の拡大」という考えの中で、個別給付の対象となったところです。

施行後２年余りの間、県御担当者には度々話し合いの機会をいただき、問題点の共有と協働の方向性を確認しております。しかし一方、該当する事例を経験していない医療機関また市町村においては、未だに理解されているとは言いがたい現状があります。

① この問題の啓発についてはこれまでもご尽力いただいているところですが、庁内での横断的配慮をもって、医療関係者また市町村担当者への理解をさらに推し進めてください。また、県内において重度訪問介護の障害別の利用状況と、その中で入院時の利用はどのくらいあるのかを教えてください。（障害者支援課）

② 対象となる重度訪問介護利用者のうち「障害支援区分６」という縛りを外し、支援区分や障害の種別にかかわらず、あらゆる障害者、特に重度の知的・精神障害者に拡大してください。そうした障害者は日ごろから慣れ親しんだヘルパーなしにはコミュニケーションが困難だからです。実質的必要に応じた支援ができるよう、国に働きかけてください。（障害者支援課）

③ 入院中の介護者交通費の負担（飯田さんからの修正待ち）
昨年も要望しましたが、満足の得られる回答ではありませんでした。重度訪問介護利用者が居住地から遠い専門病院などに入院した場合、普段の介護者に入院中の介護をしてもらうために病院まで通ってもらうと、交通費がばかになりません。熊谷市の例では上尾市まで〇〇日で〇〇円かかりました。ヘルパーの遠距離の派遣の場合、交通費は利用者が負担することが多いのですが、こうした場合の障害者の交通費負担を軽減する方策を考えてください。（障害者支援課）

5.　ユニバーサルデザイン（UD）タクシーについて

昨年の交渉でのやり取りの中でも話されたジャパンタクシーの乗車拒否について、その後の経過をできるだけ具体的に教えてください。ＵＤタクシー購入に際しては、県や国から 60 万円ずつの補助金が出ています。乗車拒否をするようなタクシー会社はこうした補助金を返還させるべきです。また、この要望について、国土交通省にも伝えてください。（交通政策課）

6.　補装具関係

成人になって判定を受け作成した座位保持イスですが、昨年車いすを新しく作成するにあたり、「座位保持機能付き車いす」ということで、以前作成した座位保持イスが無いものとされました。そのため修理申請することもできなくなりました。

車いすの機能は進化しており、実際にオプションも充実してきています。にも関わらず、「車いす」という制度と座位保持イスという制度を合体させ、一台のみを許可するというのはどういうことか、詳細を説明してください。

日本家屋の場合は車いすは本来玄関から外で使用するのが通常の認識です、家の中（食卓や居間）で利用できる座位保持イスがなければ、日常生活が困難で二次障害を起こしかねません。障害の程度に関らず、日常生活に必要なものとして判定をお願いします。（障害者福祉推進課）

7.　計画相談（障害者支援課）

計画相談支援は「量より質」への転換が目指され、2018 年の報酬改定において、報酬単価が変更されると共に、モニタリング期間、一カ月の基準件数等の変更が導入されました。

しかし、その変化を前向きに感じられる事がありません。

また、相談員の確保も事業者の増加も頭打ちになる一方で、計画相談が必須とされた現在では、セルフプランが一定の割合を占めるは、避けられません。

ご存じの通り、国はセルフプランを「エンパワメントの観点からは望ましい」としつつ、「自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」とし、セルフプランを行っている者の意向確認、市町村の体制整備のための計画策定、必要に応じた基幹相談支援センターからのセルフプランへの助言、が示されています。

しかし現場では、とにかくセルフプランを削減しようと躍起になり、通知の趣旨を違えた対応が、市・ケースワーカーによって行われています。

今の相談系サービスには大きな問題があり、それによって現場が混乱している事も、十分にご承知の事と思いますが、上記を踏まえて要望させて頂きます。（障害者支援課）

① 計画相談の実態を教えてください。
計画相談の報酬改定以降、県内の計画相談事業者、相談員、計画相談利用者（セルフ含む）の増減数を教えてください。

② セルフプランを活かせる体制整備を進めてください。
増加傾向にある障害児者数において、障害福祉サービス等の利用も増加が見込まれています。対して相談支援体制が十分に整備できない中で、相談系サービスを必要とする人が利用できない状況は避けるべきです。必要に応じてセルフプランをサポートする体制や、計画相談利用者をセルフプランに移行できる流れを作るなど、計画相談の終結と新規相談の対応といった、入口と出口を意識した相談体制に取り組めるような、市町村助言を行ってください。

③ また、相談支援の研修等において、地域共生社会におけるセルフプランの重要性や、計画相談をセルフプランへと移行させる手法を盛り込んで下さい。
同様の研修等をケースワーカーにも行ってください。

④ 計画相談の報酬改定を国に要望してください。
計画相談について、これまで、サービス利用支援費、継続サービス利用支援費が安すぎて指定特定相談支援事業は赤字経営を強いられるので、報酬を上げるよう国に伝えてほしいと要望してきました。ところが、2018 年度の報酬改定では、どちらの単価も切り下げられ、モニタリングの回数を増やす事になりました。稼ぎたけりゃ、もっと数をこなせという考え方です。相談支援センターあいぼう（ふじみ野市）では、昨年度計画作成 97 件（前年度より−24 件）、モニタリング 167 件（前年度より+66 件）と、報酬改定を反映して、業務内容が大きく変化しましたが、報酬は 384 万円（前年度 377 万円）と 7

万円しか増えていません。これに対し、相談員の給料（社会保険料除く）だけで、416 万円かかっています。

特定相談支援事業は事業者に赤字を強いる事業であり、ふじみ野市では、わかっている限りでも２事業者が撤退しています。

国のこの施策を根本的に改めるよう、県から強力に申し入れてください。

8. 相談支援事業（障害者支援課）

① 相談支援の質が問われます。総合相談のように委託された相談員だったり計画のみの相談員だったり、一般市民にはわかりづらいことがあります。坂戸市では地域が 4 つに区切られ、担当地域の相談事業所へ相談するよう行政からの指導があり、利用者の希望する相談員（事業所）に相談することができません。利用者の権利はどのように守られるのでしょうか。

② 福祉施設からの一般就労が、障害福祉計画の数値目標に掲げられています。これは元来、入所施設や作業所等からの一般就労を意味していたものであり、通勤や住まいや暮らし、お金のやりくりはどうするのか、といった課題と不可分でした。だからこそ、ハードルが高かったし、逆に就労をきっかけに地域生活を組み立ててゆく、大きな意義がありました。

いわば、「はたらく」課題を数値的に切り出して考えるのではなく、個々の地域での「くらし」を組み上げていく事とが、セットで考えられていました。

現在多くの企業が、ワークショップなどで見分を広げながら、障害者就労の事業に参入しています。しかし、工賃はある程度貰えるけれど、地域生活の総体を組み立てていく、という意味では、紋切型に生活支援センターなどが相談先だとしても、細やかに生活を調整していくことは難しいと考えます。

「はたらく」事が「くらす」事とセットとなるような視点で、就労支援と生活支援が機能する相談体制が必要です。なかぽつ(・)センターは本来そうした機能を持つ物だと考えますが、爆発的に増えた障害者の就労系の事業所に通う人たちのフォローをするにはあまりにも数も規模も少なすぎます。現実的に機能する相談支援体制を県としても考え、作ってください。

Ⅳ．きょういく

１．埼玉県における教育の基本理念について

わたしたちは、どんなに重い障害がある子どもも含めて同じ空間、同じ時間を共有し育ちあうことがインクルーシブ教育と考えています。そして、障害に限らず多様な子どもたちを受け入れ共に育ちあうことが、結果として差別のない共生社会を創ることにつながると考えています。

この考え方は、サラマンカ宣言（1994 年）から障害者権利条約にいたるまで一貫としている世界的な潮流でもあります。昨年 6 月 26 日の県議会における教育長の、障害のある子どもと無い子どもが通常学級で共に学ぶことは共生社会実現のために意義あることだとした答弁も、その流れを踏まえ埼玉県も今までの分離別学教育から大

きく舵を切ったものと高く評価するところです。（義務教育指導課、高校教育指導課、特別支援教育課）

① 埼玉県教育局のホームページで「通常学級における障害のある子どもへの支援」で検索すると「該当する検索項目は見当たりません」となり、表示されるのは特別支援教育（分けられた場）の情報ばかりです。実際、相談などを通して聞こえてくるのは、「障害のある子どもが通常学級に就学できるとは知らなかった。」「通常学級の情報がない」という批准前と変わりません。

重い障害のある子どもも含め多様な子どもたちが通常学級で共に学ぶ教育を目指しているという県の姿勢を、障害のある本人・保護者は下より県民誰もが知ることができるよう、県のホームページ他、様々な場面・機会などで早急に周知を図ってください。

② 昨年のご回答にありました、共に学ぶための環境整備・学習環境・ユニバーサルデザインの授業づくり等について、実施されていること及び計画など具体的に教えてください。

2. 就学支援・就学手続きについて

これまで「改正障害者基本法」「差別解消法」「障害者権利条約」を踏まえ、2013 年の「学校教育法施行令改正」を受けて、就学支援の在り方をどう変えたのか、これまで夏の交渉で何度も質問・要望したことへの回答の要点は、①学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する障害のある子どもは原則特別支援学校という形を改め、総合的視点から市町村教委が判断する、②就学前の早い段階から十分な情報提供を行う、③本人保護者の意志を最大限尊重する、④教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う、という 4 点でした。

また、2017 年 6 月県議会では吉田議員（当時）の「どのような児童でも地域の小中学校への就学が原則ということでよいのか？」に対し、「制度改革が目指している方向については、吉田議員のお話の通りであると認識している」つまり「地域の小中学校への就学が原則」が制度改革が目指している方向という認識だという答弁があり、県の教育の基本方針は「共に学ぶ」という方向にあることも確認してきました。

以上を踏まえ要望します。（特別支援教育課、義務教育指導課、高校教育指導課）

① 「十分な情報提供」では「学校教育法施行令改正で、それまで障害のあるお子さんは特別支援学校・学級へ就学在籍する形だったのが改められた」「通常学級も就学対象（通常学級にも行ける）」ことを本人保護者にしっかり情報提供するよう市町村教育委員会に伝達してください。

② 2017 年の県議会答弁で示された認識にそって、たとえば大阪市の就学手続きのパンフレットのように、一番最初に「共に」であること、多様な学びの場の最初に通常学級を記載するような就学手続き・実施要項にしてください。

3. 小中学校で共に学んでいる事例について

昨年の交渉では、6 月 26 日の教育長の答弁については「市町村教育委員会や校長を集めた会議等において伝えます」、「通常の学級において共に学んでいる事例について

は、市町村教育委員会を集めた会議や特別支援教育にかかる市町村教育委員会や学校への訪問等を通じて広く情報収集をおこなって」行くと回答をいただいています。そこでお聞きします。（義務教育指導課）

① 教育長の答弁について、どういった機会にどのような内容を市町村教委に伝えたか教えてください。

② また、実態把握の進捗状況について、市町村教委を集めた会議や学校訪問等がどの程度の回数で行われ、そこでの情報収集はどのように行われたか、そして集められた事例の数を教えてください。

③ 把握した事例はどのように活用していますか。うまくいかなかった事例も含めて、共に学んでいる事例を県内で広く共有することは、今後の共に学ぶ教育を進めていく上で大きな意義があります。今後の活用方法を一緒に考えてください。

4. 障害のある生徒も含めた「魅力ある県立高校づくり」を

私たちは、高校で学ぶことを希望するすべての人たちを受けとめるよう希望者全入を要望してきました。そして地域で多様な生徒たちが学び合える高校、それが「魅力ある県立高校」ではないかと考えます。

① 今年の高校受検において、重度の知的障害があるからこそ地元の関りが大切であるとして小中学校の通常学級で学んできた石島千尋さんが地元の高校を受験しました。しかし、受検した学科は2人の定員割れにもかかわらず石島さんたち3人を不合格にして他の学科から第2志望の5人を入れるという結果で、地域で学ぶことも途切れさせられてしまいました。これは入試選抜要領に沿ったものだという説明ですが、「実質的定員内不合格」であり、ますます点数の取れない知的な障害のある子どもは入れなくなります。

障害者差別解消法が施行されて以降、その法律を踏まえて知的障害者が差別されることなく高校に入れるよう訴えてきましたが、研究すると答えながら具体策は出されないまま、今回の石島さんのような結果となってしまったのです。

障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法も施行されて４年が経ちますが、知的障害の生徒の受け入れに係る合理的配慮について、どのように研究が進められていますか。（高校教育指導課）

② このように高校で学びたいと受験しても入れない、もしくは受験する以前にあきらめざるを得ないという人たちがいる中で、高校を統廃合する、その一方で、特別支援学校の特に高等部は教室不足が言われ、増設が進められているのです。新たに分校３校の増設が計画されたことは極めて遺憾です。県は「共に」をめざしていると言いながら、差別的な選抜制度と統廃合により高校の門を狭め、同時に高等部の増設を進め、どんどん分けていきます。

具体策も出されず、受け入れも進んでいない中で統廃合することは、高校で学びたくても入れない人たちを切り捨てることを意味し、とても「魅力ある県立高校づくり」とは思えません。再編整備計画を見直してください（魅

力ある高校づくり課）

Ｖ．さべつとじんけん

1. 地域移行（障害者支援課）

① 嵐山コロニーの地域移行の実態（数値的に）を教えてください。

② 国の基本指針では地域生活移行を９％、入所者数削減目標を２％が示されています。埼玉県では第５期障害者支援計画の地域生活移行者９％のみとなっていますが、県における実質削減目標を教えてください

③ 県は「真に施設が必要な障害者」の待機者がいると言っていましたが、どんな方々でしょうか？地域で暮らす実態やノウハウを知らないだけの方々ではないでしょうか。待機者の障害種別、年齢、入所希望の理由などのデータを教えてください。

④ 昨年度の要望を経て県の職員の方が私たちで行うセミナーにお出かけいただいたのは記憶に新しく、良いかかわりであったと思っています。コロニー入所などを決定する前に、こうした街で暮らしていく形を提示していくことが重要だと考えます。特に入所待機者などに向けてこうした県職員さんが見た実際の街での暮らしの様子を発信してください。

2. 社会的入院の解消、精神科病院での差別と人権について

① 精神障害者の入院で特に治療の必要性が無いのに数年から 10 年以上、あるいは 50 年以上も入院している不自然な現実があります。埼玉県でも、社会的入院は良くないこととして解消に努めている事と思いますが、ここ３年間（２０１７，２０１８，２０１９）の精神病床における１年以上長期入院患者数について、65 歳以上、65 歳未満それぞれの削減実績と、退院後の生活形態（地域生活なのか、別の病院なのかなど）を教えて下さい。

② 埼玉県では、社会的入院の解消を目的に病院と同じ敷地内にグループホームを設置する「敷地内退院」を認めないでください。

③ 隔離と身体拘束について
埼玉県の精神科病棟における隔離と身体拘束の実態はどうなっていますか。過去 5 年間では増加傾向にあるのか減少傾向にあるのか、年度ごとにそれぞれの具体的な数字を教えてください。

④ 措置入院の患者の退院後支援とうたって警察に関わらせないでください。昨年の交渉では厚労省のガイドラインを説明されましたが、実際の運用は適正でしょうか。本人の合意によるといってもそれが誘導される危険性もあります。他県では患者の承諾無しに個人情報が警察に提供され患者をいっそうの不安におとしいれる事例がありました。このような事を防止するために退院後支援に警察を入れるようなことが無いようにしてください。

3. 優生思想

① 昨年４月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」ができました。せっかくできた法律が無駄にならない様に実効性を持って被害者に届くような方策を展開してください。（健康長寿課）

② 関連して、「新型出生前診断」についてです。昨年「国の議論を注視していきたい、そのうえで考えていきたい」という回答でした。国では現在無認可医療機関も含めた実態調査が行われているところですが、診断によって障害児と分かった結果妊娠の継続をあきらめる背景には、やはり障害を持って生きることは不幸だという優性思想があるからです。県として、国の議論を注視するだけでなく、障害当事者はもとより教育や雇用の関係者も含めた検討部会を立ち上げ、県内の実態調査を行うなどして県の基本姿勢を打ち出せるようにしてください。（健康長寿課）

③ 現在地域に爆発的に増えた就労継続支援事業といった事業所があります。多くの障害者がこうした事業所に通っている現状の中でお伺いします。
いわゆる「悪しき A 型」問題に対し、厚労省は生産活動に係る事業の収入の額から生産活動に係る事業に必要な費用の額を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上にならない場合は、経営改善計画書を提出させ、指導を行うこととしてきましたが、県内の状況はどうなっていますか、具体的に示してください。全国的に A 型の設置主体は営利法人の伸びが大きく、全体の５割とされますが、県内ではどうですか。また、現在のような経営改善指導では、けっきょく障害の重い障害者を追い出す方向につながるだけではないでしょうか。
このように分けることが加速する中、大人になっても「障害者」というレッテルの中で、障害者だけが集められる A 型のような特殊な暮らしが、あたかも正しい障害者の進み方のような誤解を与える例が増えてきています。こうしたことが「優生思想」を裏打ちしているとは考えられないでしょうか。これ以上漫然と A 型を増やすべきではないのではありませんか。（障害者支援課）

4. 成年後見（障害者支援課）

① 成年後見制度は、被後見人の生活のクオリティーを守るのではなく、その財産を守ろうとする趣きがあります。それゆえ、財産を守るあまり被後見人の生活のクオリティーの低下や人権が侵される可能性があります。事実、後見人が被後見人の所有財産を侵害する事態の多発、後見人の一方的な決めつけによる権利侵害等、トラブルが絶えません。自己決定権が保障されているとは言い難い現状があります。財産の面においては障害者権利条約の第 12 条-5 における障害者本人が「財産を恣意的に奪われないことを確保する」という条文とは全く異なる制度設定であります。安易な成年後見制度利用の推進をやめてください。必要な人に届く支援となるように慎重に取り組んでください。

② 障害のある個々人の事情や能力に合わせて本人の希望を優先とし、必要最小

限の支援となるように制度の定期的な見直しや終わりのある制度になるよう国に働きかけてください

5. 投票（中川）（市町村課）

④ 県としては投票会場での合理的配慮がどのようになされているか実態をつかみ不十分な所を検討し改善に努めていますか。

⑤ 選挙投票の方法を障害度合いや多様な障害に対して漢字とふりがな表記だけではなく例えば候補者の写真入り選挙人名簿を投票会場で用意するなどを要望します。
また、特に知的障害者に対しての不適切な対応がみられますので是非とも多様な投票方式を検討して下さい。

6. 悪しき就労移行（障害者支援課）

① 平成 28 年４月１日からが施行された「障害者差別解消法」では”すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています”とあります。そうした観点から差別・人権的な側面としてお伺いします。
児童発達支援、放課後デイ、学習塾と就労移行支援を組み合わせて、「発達障害」（知的障害、精神障害）に特化して、幼いころから就労移行（実態はオフィスごっごやカルチャー教室まがいが多い）、就労定着（当然一部のみ）まで、支援付きの専用道路に誘導する営利企業が、市場を拡大しています。その一方では、雇用率代行業や類似のサテライトオフィスとセットにした就労移行も広がっています。
このような抱え込み、囲い込みではなく、重度を含むさまざまな障害者ごとに地域で実習職場を開拓し、実習をくりかえし、トライアル雇用等を重ねて、就労移行・定着を進めて行くためには、利用者を定員の半数程度に限らねばできない状況もあります。その場合サービス報酬単価が大幅に下がってしまい運営が難しくなります。定員いっぱい入れて、その半数以上就労準備をしない方がもうかる仕組みです。制度設計自体が悪しき就労移行を支えているのではないでしょうか。このような、企業にとっては都合がよいが結果障害者の選択を狭め、同時に今まで職親的に障害者を迎えてきた小さな町工場などのかかわりをも格段に狭めている現実をどう考えますか。これは差別や人権の問題として大きな問題ではないでしょうか。

7. 鉄道事業者の駅の無人化

ＪＲ東日本では、7 年前から関東地方の早朝深夜の時間帯での駅無人化が始まり、障害者団体を中心に批判が起こっていました。さいたま市内の団体のメンバーが目的駅の駅員不在時間を理由に池袋駅に待機させられるということも起きています。

今年の 3 月 13 日のダイヤ改正に合わせ、埼玉県内の多くの駅で時間帯無人化が実施されました。

例えば、宇都宮線の土呂駅の場合始発（上り 5 時 50 分）～6 時 30 分、9 時 30 分～11 時、12 時～13 時、14 時～17 時、20 時～21 時 30 分、22 時 30 分～23 時というように駅員不在の時間が表示され、「この時間帯の問い合わせはインターホンでご案内します。」というパネルが張り出されました。また、未確認情報ですが、駅員不在時に駅構内の多目的トイレも使えない駅があるときます。

この事例は、「駅のバリアフリー化」なしでの「無人化」は、交通事業の公共性を否定し、駅員不在の時間帯は駅員の案内を必要とする人（車いす利用者など）を排除し、「利用格差」を拡大するものです。早急に交通事業者にこのような状態を解消するように強く指導してください。

8.　生活保護

生活保護の人が就労しても働いた分引かれてしまいます。いくら働いても上限 15,000 円では、就労継続Ｂ型とほとんど変わりません。働くモチベーションを無くしてしまう人もいます。自立準備金として３年間は貯蓄していいなど、何とかならないでしょうか？　また、まだ就労できない状態なのに、盛んに生活保護の担当者が働け働けとプレッシャーをかけて来るそうです。支援ではなく押し付けです。止めていただけませんか？

ある日の山にこもりましょう巡業団有志。新型コロナの影響で、練習会場が借りられなかったり、電車を利用するのが困難な団体等の問題なので、ここ数か月練習はお休み。車で動けるメンバーが早くみんなで練習ができるように、さいたま市見沼の氷川神社にお参りに行きました。

その後、県庁にて八木井さんと。埼玉県障害者施策推進委員会に係わる書面決議についてあんこさん、竹迫さん、愛ちゃんに相談。協力中に何度も寝かける八木井さん…。何とか形になったようです。

（報告：パタパタ職員こまつ）

2020年6月17日発行　毎月12回（1と3と5と7の日）　通巻7525号
ＳＳＴＫ　1983年７月１９日第三種郵便物承認

２０２０年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

会沢完・相原忍・朝日雅也・新井利民・飯田力・石川せい子・市原光吉・猪瀬佳子・今井和美・今井教男・内田誼・梅沢博史・大野邦子・小川満・小野達雄・小原基郎・門坂美恵・門平公夫・神田正子・木村俊彦・九石智子・倉川典子・黒古次男・後藤美智子・小林史子・坂口鶴子・佐々木浩・自治労越谷市職員組合・柴田澄江・下重美奈子・鈴木紀代子・瀬井貴生・高橋儀平・高橋幸江・高柳俊哉・竹迫和子・田島玄太郎・田中美恵子・千田潤子・辻浩司・土橋俊二・友野友紀恵・中山佐和子・並木理・沼尾孝平・野島久美子・橋本直子・服部日出雄・羽田亮介・林まり・原和久・半田清雄・平岩和好・古河誠・本間亜貴代・前田直哉・正木敬徳・増田純一・水谷淳子・山下浩志・吉井真寿美・吉田久美子・吉田もも・埼玉県移送サービスネットワーク・さやまのペンギン村・とことこの家・所沢ファントム・NPO 法人二人三脚・埼玉トヨペットはあとねっと輪っふる・GE ひまわり・ふくしネットにいざ・(一社)みっくすビート・生活ホームみどり荘・NPO 法人リンクス・協働舎レタス・遊 TO ピア・NPO 法人太陽・川瀬クリニック・キャベツの会・くまのベイカーズ・川瀬クリニック

入会

坂口佳代子

運営協力金・ご寄附

ありがとうございます。

石川せい子・石井樹章・今井和美・中山佐和子・田中美恵子・並木理・小川満・大野邦子・古河誠・瀬井貴生・高橋儀平・田島玄太郎・羽田亮介・わらじの会・松本優子・

振込先：郵便振替 00180-2-566719
２０２０年７月１０日現在・行き違いがありました場合はご容赦ください。

二〇二〇年六月十七日発行　毎月十二回（一と三と五と七の日）　通巻番号七五二五号
一九八四年七月十九日第三種郵便物認可　発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会　川口市芝新町十五-九　アステール藤野一階

今後のスケジュール

７月20日（月）　高校問題交渉　１４時～
県民健康センター１階Ｃ
７月２７日（月）　埼玉県団体ヒアリング　１４時半から
７月２８日（火）　かっぽ店番　社団枠　９時半から１７時
８月５日（水）　かっぽ運営協議会事務局会議
８月１９日（水）　チンドンパレード予定
８月２５日（火）　かっぽ店番　社団枠
８月２７日・２８日　総合県交渉

会員からの一言です。いつもありがとうございます！

■元気でいます。休日がひまです.（草加市・本間亜貴代さん）
■お元気にお過ごしください！（越谷市・朝日雅也さん）
■２月に新座市議を引退し、視覚障害のある富永孝子さんにバトンタッチしました（新座市・木村俊彦さん）
■いつもありがとうございます。送付先変更願います（熊谷市・新井利民さん）
■かっぽのコロナによる減収に対して、寄付をさせていただきます。（一律給付金より）（熊谷市・九石智子さん）
■九十才の母と三人生活をすることとなりました。老々家族です。（川口市・市原光吉さん）
■地域巡業報告集申し込みます（所沢市・小野達雄さん）
■新型コロナウィルスに負けないように、今年もよろしくお願いします（所沢市・所沢ファントム）
■コロナに負けないように、今年もよろしくお願いします（所沢市・並木理さん）
■新型コロナウィする感染が早く就職して、皆様が活動できます様に（三鷹市・相原忍さん）
■皆さんお元気ですか？私たちは狭山再審を目指して、家でできることをやっています。元気です。でも、八木下浩一さんと会えなくなったのは，やはり寂しいです！（さいたま市・古河誠さん、大野邦子さん）
■当協会の会員でもあり狭山事件の代表でもあった秦哲美さんがお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたします。（事務局）

発行人　埼玉県障害者団体定期刊行物協会
編集人　一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会　「通信」ＮＯ216 号　頒価 200 円
〒356-0006　埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目１番 24 棟 403 号
電話 049-266-4987　FAX　049-257-4979
通信編集部　〒３４４－００２１埼玉県春日部市大場６９０－３
谷中耳鼻科内　電話・ＦＡＸ　048-737-1489
郵便振替：00180-2-566719　http://www.sail.or.jp/